

見舞金制度の Q&A

Q 具体的にどのような犯罪行為が対象となりますか？

A 日本国内および国外の日本船舶・日本航空機内で行われた、人の生命・身体を害する、刑法等に規定する犯罪で、主なものとして殺人、強盗致傷、傷害、強制わいせつなどが該当し、空き巣や特殊詐欺などの財産のみの犯罪被害は対象なりません。

Q 交通事故による被害は、見舞金給付の対象となりますか？

A この制度は故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、一般的な交通事故の過失による被害は給付の対象となりませんが、危険運転致死傷罪は対象となります。なお、過失による交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q 犯罪行為の事実はどうのように確認するのですか？

A 申請者の同意に基づき、必要に応じて、事件捜査を担当する警察署等に犯罪行為の認知に関する照会を行い、確認します。

Q 犯罪被害に遭った者が酒田市民であれば、見舞金給付の対象となりますか？

A 犯罪被害に遭われた方や、そのご遺族で、実際に給付を受けようとする方が、犯罪が行われたときに酒田市民であった場合に、給付の対象となります。

遺族見舞金であれば被害者の第1順位のご遺族が酒田市民であること、重傷病見舞金であれば被害者ご本人が酒田市民であることが条件となり、犯罪被害の後に市外へ転出した場合でも見舞金給付の対象となります。

なお、犯罪被害に遭った場所が酒田市内であるかどうかは問いません。

Q 重傷病見舞金を受け取った被害者が、当該犯罪行為を原因として死亡した場合、遺族に遺族見舞金は給付されますか？

A すでに支給された傷害見舞金の額を減じた額が、遺族見舞金として支給されます。

Q 遺族見舞金の支給対象となる「遺族」について、教えてください。また、遺族見舞金の支給対象となる「遺族」が複数人いる場合はどうなりますか？

A 【遺族の範囲及び順位】（ ）内は順位は支給を受けられる遺族の順位

1. (1)配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは犯罪被害者とパートナーシップ宣誓（酒田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和5年告示第169号）第2条第3号に規定する宣誓又は山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第2条第3号に規定する宣誓をいう。）を行った者）
2. 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における次の方
(2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹
3. 2に該当しない犯罪被害者の次の方
(7)子 (8)父母 (9)孫 (10)祖父母 (11)兄弟姉妹

※ただし、第1順位の遺族が見舞金を申請しないからといって、第2順位の遺族に申請権が移ることはありません。そのため、第1順位遺族である配偶者が申請を辞退した場合、第2順位遺族である子は見舞金を申請することはできません。

※また、父母など第1順位の遺族が複数人いる場合は、受給代表者を決定していただきます。

Q 見舞金の支給制限で、「見舞金を支給することが社会通念上適切でない」と認められるときとは、どのような場合ですか。

A 見舞金の支給が加害者の利益になる場合や、不適切な人間関係の中で発生した犯罪被害の場合などが想定されます。

(例1)友人関係にあり同居している加害者と被害者において、加害者が被害者の収入等一切を管理しており、見舞金を申請させる等により加害者の利益になる可能性がある場合

(例2)被害者と加害者は犯罪グループの仲間同士であり、仲間内の犯罪行為により傷害を負った場合

Q 代理の申請は可能ですか？

A 申請者となる第1順位のご遺族や犯罪被害者の方が、未成年者である、意識不明の状態であるなど、やむを得ない理由により申請手続きができない場合は、親族等による代理申請が可能です。ただし、見舞金の支給先（振込先口座の名義）は申請者本人のものに限られます。